

公印省略

3ス振第190号  
令和3年5月7日

各 位

福岡県人づくり・県民生活部長  
(スポーツ局スポーツ振興課)

### 緊急事態措置の実施について

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本県では新規陽性者数が高い水準で推移していたことや、病床使用率の大幅な上昇の懸念があることから、5月1日にまん延防止等重点措置の本県への適用を国に申し入れ、5月3日には、まん延防止等重点措置が適用されるまでの間も感染拡大を食い止めるため、まん延防止等重点措置と同等の県単独の措置を先んじて実施することを決定しました。

このような中、本県が九州・山口地域に及ぼす影響が大きく、広域的な感染の拡大防止を図るため、本日、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項に基づき、本県を緊急事態措置を実施すべき区域とし、その期間については、5月12日から5月31日までとすることを決定しました。県では、今回定められた国の新しい基本的対処方針に基づき、緊急事態措置を決定し、徹底することにより感染の封じ込めを図っていくこととします。

つきましては、県民の皆様には、生活や健康の維持に必要な場合を除いた不要不急の外出・移動の自粛（特に20時以降の不要不急の外出自粛の徹底）、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店の利用を控えること、路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は避けることなどを要請します。

また、酒類等を提供する飲食店等には休業要請を、酒類等を提供しない飲食店等は営業時間を20時までとすること、事業者の皆様には、出勤者数の7割削減を目指すことや20時以降の勤務を抑制することなどを要請します。

要請内容の詳細は、別添資料のとおりです。県民及び事業者等の皆様には、これまで以上に御不便と御苦労をおかけしますが、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○別添資料 緊急事態措置の実施について

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部  
直通：092-643-3342  
人づくり・県民生活部  
スポーツ局スポーツ振興課  
担当：篠崎、野中  
直通：092-643-3991